

平成 18 年 1 月 31 日
企業会計基準委員会

改正企業会計基準第 2 号

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」、

改正企業会計基準適用指針第 4 号

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」及び

改正実務対応報告第 9 号

「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」の公表

公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の公布及び企業会計基準第 4 号「役員賞与に関する会計基準」等の会計基準等を当委員会が公表したことに伴い、当委員会が平成 14 年 9 月 25 日に公表した企業会計基準第 2 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」（以下「改正前基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（以下「改正前適用指針」という。）並びに平成 15 年 3 月 13 日に公表した実務対応報告第 9 号「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（以下「改正前実務対応報告」という。）について、所要の改正を行うために検討してまいりましたが、平成 18 年 1 月 24 日の第 97 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準（以下「改正基準」という。）、企業会計基準適用指針（以下「改正適用指針」という。）及び実務対応報告（以下「改正実務対応報告」という。）を承認しましたので公表いたします。

改正基準及び改正適用指針につきましては平成 17 年 9 月 22 日に、改正実務対応報告につきましては平成 17 年 10 月 19 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

■ 主な改正点

改正基準、改正適用指針及び改正実務対応報告は、1株当たり当期純利益（潜在株式調整後1株当たり当期純利益を含む。以下同じ。）及び1株当たり純資産額に関する改正前基準、改正前適用指針及び改正前実務対応報告について、会社法の公布及び企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」等の会計基準等を当委員会が公表したことに伴う用語等の修正及びQ&Aの削除を行うものである。また、未公開企業である子会社が発行するストック・オプションの取扱いについては、改正実務対応報告において従来の考え方を改めている。

なお、証券取引法上の開示項目については、これまでと同様に、財務諸表等規則及び連結財務諸表規則並びに中間財務諸表等規則及び中間連結財務諸表規則の定めに従って準拠し、当該開示項目の算定方法等は改正基準、改正適用指針及び改正実務対応報告に従うこととなる。

<主な用語等の修正>

改正前	改正後
利益処分	剰余金の配当
利益配当請求権	配当請求権
1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定に際し、利益処分による役員賞与支給額を当期純利益及び純資産の金額から控除する旨	削除 (役員賞与を発生する会計期間の費用として処理することとした企業会計基準第4号の適用により、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定に際し、役員賞与支給額を考慮する必要がなくなったため、削除した。)
新株式払込金、自己株式払込金	削除 (従前、新株の引受人は払込期日の翌日より株主となることとされていたが、平成16年10月の商法改正以降、払込期日より株主となることとされ、会社法でも同様の取扱いがなされている。このため、「新株式払込金」と「自己株式払込金」は勘定科目として用いられることが想定されなくなっているため、削除した。)
資本の部	純資産の部

＜改正実務対応報告におけるQ & Aの削除＞

- ・ 1株当たり当期純利益を算定する際の役員賞与の中間会計期間対応分の取扱いについて記載した改正前実務対応報告Q 2及びAは、役員賞与が費用計上されることとなったため削除した。
- ・ 1株当たり純資産額を算定する際の連結子会社が有する親会社株式数の取扱いについて記載した改正前実務対応報告Q 7及びAは、改正適用指針第34項において同様の内容を記載したため削除した。

＜改正実務対応報告における考え方の変更点＞

従来、連結上の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定において、未公開企業である子会社が発行するストック・オプションは、原則として反映させる必要はないこととしていたが、ストック・オプションの会計処理等をする際に、未公開企業においても合理的な株式の価値を算定することになるため、改正実務対応報告においては、そのような株式の価値を用いた簡便な方法によって平均値を算定することを念頭に、当該ストック・オプションを反映させることとしている。

■ 1株当たり純資産額の算定における留意事項

企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」は、貸借対照表上、資産性又は負債性をもつものを資産の部又は負債の部に記載することとし、それらに該当しないものを資産と負債の差額として純資産の部に記載することとした。この結果、新株予約権や少数株主持分を、純資産の部に区分して記載することとなった。しかしながら、1株当たり純資産額の算定及び開示の目的は、従来から、普通株主に関する企業の財政状態を示すことにあるため、その算定にあたり、新株予約権及び少数株主持分については、これまでと同様に、普通株主に関連しない金額として、純資産の部の合計額から控除することに留意する必要がある。

■ 適用時期

改正基準、改正適用指針及び改正実務対応報告は、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間連結財務諸表及び中間財務諸表並びに連結会計年度及び事業年度に係る連結財務諸表及び財務諸表から適用する。

なお、改正基準、改正適用指針及び改正実務対応報告の適用前の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定においては、改正前基準、改正前適用指針及び改正前実務対応報告による。

以 上